

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

ページ

- 言語聴覚士法施行細則の一部を改正する規則 (医療政策課) 一
- 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 (建築宅地課) 二
- 手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (同) 三
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (同) 三
- 国土調査の成果の認証 (農村整備課) 四
- 令和二年宮城県告示第九百二十八号(宮城県資源管理方針)の  
一部改正 (水産業基盤整備課) 四
- 保安林の指定 (森林整備課) 四
- 構造計算適合性判定の委任 (建築宅地課) 五
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基  
づく指定自立支援医療機関の指定 (精神保健推進室) 五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基  
づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (同) 六
- 定期監査の結果の公表(二件) (監査委員) 六

## 規 則

言語聴覚士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百六号

言語聴覚士法施行細則の一部を改正する規則

言語聴覚士法施行細則(平成二十七年宮城県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

右・無右・無

実務調整者名

教 育 歴									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

教 育 歴									
	イ	言語聴覚士の業務を5年以上業として行った者であって、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの							
	ロ	言語聴覚士の業務を5年以上業として行った者であって、大学において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学を卒業したもの							
	ハ	言語聴覚士の業務を3年以上業として行った者であって、大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学院の課程を修了したもの							

「2 研究発表又は論文は、主なものを記入し、1枚にまとめること。」を

「2 「専任教員要件」は、イからハまでのうち該当するものに○を付けること。」

「3 研究発表又は論文は、主なものを記入し、1枚にまとめること。」

「 免許登録番号 第 号 」や  
「 免許登録番号 第 号 (修了証番号第 号)・無 」

実務経験年数	「	実務経験年数	講習会修了状況
年 月	や	年 月	イ ・ ロ
年 月		年 月	イ ・ ロ
年 月		年 月	イ ・ ロ
年 月		年 月	イ ・ ロ

「(添付書類) 実習指導者の履歴書及び免許証の写しを添付すること。」

「(記入上の注意)

- イ 厚生労働省が定める基準を講たす臨床実習指導者講習会
- ロ 令和6年度以降に開催される厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

める。  
様式第二号中

「								有・無	有・無	」
---	--	--	--	--	--	--	--	-----	-----	---

「	実務調整者名	「	」
---	--------	---	---

める。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定（

教 育 歴										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

教 育 歴					
-------	--	--	--	--	--

「	専任教員要件	イ 言語聴覚士の業務を5年以上業として行った者であって、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの ロ 言語聴覚士の業務を5年以上業として行った者であって、大学において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学を卒業したもの ハ 言語聴覚士の業務を3年以上業として行った者であって、大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学院の課程を修了したもの	」
---	--------	--	---

める部分

「2 研究発表又は論文は、主なものを記入し、1枚にまとめること。」

「2 「専任教員要件」は、イからハまでのうち該当するものに○を付けること。」

「3 研究発表又は論文は、主なものを記入し、1枚にまとめること。」

「 免許登録番号 第 号 」や  
「 免許登録番号 第 号 (修了証番号第 号)・無 」

「3 専任教員養成講習会受講の有無 有 (修了証番号第 号)・無 」  
分に限る。は、令和八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の言語聴覚士法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の言語聴覚士法施行細則の規定によるものとみなす。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

○宮城県規則第七号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（平成十二年宮城県規則第四百十号）の一部を次のように改正する。  
第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

本則に次の一条を加える。

（納付の特例）

第二十一条 条例第十条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
  - 二 知事の発行する納入通知書により納付する場合
  - 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合
- 様式第二号から様式第十号までの規定中「」を「」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、様式第二号から様式第十号までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 改正前の宅地建物取引業法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宅地建物取引業法施行細則の規定によるものとみなす。

手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

手数料条例等の一部を改正する条例（令和六年宮城県条例第九号）附則に掲げる規定のうち同条例第六条の規定の施行期日は、令和七年二月一日とする。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和六年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年宮城県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第八条の二」を「第八条の三」に改める。

第五条中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。

第二十五条第四項中「建築主事」を「建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）」に改める。

第二十七条第一項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第三十二条中「第十八条第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第三十三条の見出しを「（建築許可申請等の取下げ）」に改め、同条中「確認（許可）申請取下げ届書」を「建築許可（確認）申請取下届書」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第四十五条の二の次に次の一条を加える。

（納付の特例）

第四十五条の三 条例第二十条ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
  - 二 知事の発行する納入通知書により納付する場合
  - 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合
- 様式第九号中「~~建築主事~~」を削る。
- 様式第十二号及び様式第十三号中「~~建築主事~~」を「~~建築主事等~~」に改める。
- 様式第二十号中「~~(取)~~」を削る。

様式第二十号中「~~(取)~~」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定、第二十五条第四項の改正規定、第二十七条第一項の改正規定、第三十二条の改正規定、第三十三条（見出しを含む。）の改正規定、様式第九号の改正規定、様式第十二号及

び様式第十三号の改正規定、様式第二十号の改正規定並びに次項の規定 公布の日

二 第五条の改正規定 令和七年四月一日

(経過措置)

2 改正前の建築基準法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、  
当分の間、改正後の建築基準法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第八百二七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を  
認証した。

令和六年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

気仙沼市

二 調査を行った時期

令和三年度から令和五年度まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市古町二丁目

五 認証年月日

令和六年十二月十九日

○宮城県告示第八百三三号

令和二年宮城県告示第九百二十八号（宮城県資源管理方針）の一部を次のように改正し、令和七年  
一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第八中20を21とし、11から20までを一ずつ繰り下げ、10の次に次のように加える。

11 かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下(一)及び(二)において同じ。）

(一) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

宮城県かたくちいわし漁業

イ 当該知事管理区分を構成する事項

(イ) 水域

(ロ) の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

(ロ) 対象とする漁業

宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採

捕する全ての漁業

(ハ) 漁獲可能期間

周年

ロ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理と

し、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の十日まで

(二) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を宮城県かたくちいわし漁業に配分する。

(三) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、必要に応じて漁獲努力量による管理を合わせて行

うこととし、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の本則の第一の

二(四)④に定めるステップ三の取組を開始するまでに、当該漁業の操業実態等を勘案して、漁獲

努力量の水準及び管理の方法等を検討し、定める。

また、かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす（かたくちいわし太平洋系群のうち、体色

が銀色のものを以外をいう。以下同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁

獲努力量を現状より増加させないよう努める。

(四) その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の本則の第一の二(五)に定め

るステップアップ管理を行う。

○宮城県告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安  
林の指定をする予定である。

令和六年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市上西側二八一の二四二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

上西側二八一の二四二(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第八百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和六年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人日本建築総合試験所

大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第五項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

令和七年一月一日

○宮城県告示第八百六号

河南矢本土地区改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和六年十二月十六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年十二月二十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石 川 佳 洋

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
七ツ森ファミリークリニック	黒川郡大和町吉岡まほろば一―二―七	令和六年十二月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一栴新生薬局介護調剤センター	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田二番地一	令和六年十二月一日
上小路一栴新生薬局	栗原市栗駒岩ヶ崎上小路一五四―二	令和六年十二月一日
一栴新生薬局	栗原市栗駒岩ヶ崎神南三一番地三	令和六年十二月一日
みうら調剤薬局 錦町店	塩竈市花立町一三一―一	令和六年十二月一日

すずらん調剤薬局	多賀城市下馬四丁目一番五号	令和六年十二月一日
----------	---------------	-----------

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションありがとう	柴田郡村田町大沼辺字森久保二一番地一	令和六年十二月一日
訪問看護ステーションなないろ	伊具郡丸森町字鳥屋七七一〇一	令和六年十二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年十二月二十七日

一 病院・診療所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
おおくほ呼吸器内科・メソタルクリニック	名取市植松三ー五ー二四	令和六年十一月三十日

二 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
一桒新生薬局介護調剤センター	石巻市相野谷字飯野川町六十四ー一	令和六年十一月三十日
上小路一桒新生薬局	栗原市栗駒岩ヶ崎上小路一五四ー二	令和六年十一月三十日
一桒新生薬局	栗原市栗駒岩ヶ崎神南三ー一ー三	令和六年十一月三十日
調剤薬局ツルハドラッグ大街道店	石巻市大街道北三ー一ー七	令和六年十一月十五日
みうら調剤薬局 錦町店	塩竈市花立町一三ー一ー一	令和六年十一月三十日

すずらん調剤薬局	多賀城市下馬四丁目一ー五	令和六年十月三十一日
ベスト薬局	名取市下余田字鹿島一〇	令和六年十一月三十日

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第22号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和6年12月27日

宮城県監査委員	佐々木 喜 藏
宮城県監査委員	佐々木 功 悦
宮城県監査委員	成 田 由 加里
宮城県監査委員	吉 田 計

記

- 1 監査委員の報告日  
令和6年9月4日
- 2 通知のあった日  
令和6年10月24日
- 3 監査委員の報告内容及び措置の内容  
(1) 仙台三桜高等学校  
イ 監査委員の報告の内容  
需用費について、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられた。  
(内容)  
ガス料金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。  
・件数 1件  
・金額 1,786円  
ロ 措置の内容

<p>〈発生原因〉 支出担当者が決裁後の支出命令決議書をメールに綴り込み、出納員が支出確認審査をしないまま期間が経ってしまったもの。</p> <p>〈処理内容〉 —</p> <p>〈再発防止策〉 出納員と支出担当者がお互いに声を掛け合い、支出命令決議書の決裁と出納審査確認は、当日中に全て完了するようにしている。出納員と支出事務担当者の両方で出納確認入力が行われていない支出命令決議書がないことを毎日必ずチェックしている。</p> <p>〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉 令和6年度所属重点リスク「支払遅延」として反映させた。</p> <p>○宮城県監査委員告示第23号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。</p> <p>令和6年12月27日</p> <table border="0"> <tr> <td>宮城県監査委員</td> <td>佐々木 喜 藏</td> </tr> <tr> <td>宮城県監査委員</td> <td>佐々木 功 悦</td> </tr> <tr> <td>宮城県監査委員</td> <td>成 田 由 加里</td> </tr> <tr> <td>宮城県監査委員</td> <td>吉 田 計 記</td> </tr> </table> <p>1 監査委員の報告日 令和6年9月4日</p> <p>2 通知のあった日 令和6年10月24日</p> <p>3 監査委員の報告内容及び措置の内容 (1) 職員厚生課 イ 監査委員の報告の内容 職員宿舍貸付料において、長期間の過徴収が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容)</p>	宮城県監査委員	佐々木 喜 藏	宮城県監査委員	佐々木 功 悦	宮城県監査委員	成 田 由 加里	宮城県監査委員	吉 田 計 記	<p>職員宿舍規則の規定の解釈を誤り、宿舍貸付料について不適正な調定を行い、過徴収となつたもの。</p> <p>・過徴収額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>195,408円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>515,727円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>711,135円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>〈発生原因〉 令和3年10月以降、8人分の職員宿舍貸付料（下愛子寮4人、下愛子住宅4人）を法令解釈の誤りにより過徴収していた。</p> <p>〈処理内容〉 年に1回行われる貸付料の再算定（令和5年10月）の際に、職員宿舍規則を改めて確認したところ、過徴収であることが判明し、再計算を行い、同年11月に過徴収金額を全額返金した。</p> <p>〈再発防止策〉 算定方法を変更する際は、様々な観点から法的根拠を確認するとともに、複数人で内容の確認を行うことにより、解釈に誤りが生ずることのないよう再発防止に努める。</p> <p>〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉 本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。法令解釈の誤りによって過徴収したことを踏まえ、令和7年度重点リスクを修正し、職員間のチェック体制を強化することで、以後同様のミスが起らないように取り組む。</p> <p>(2) 総務事務管理課 イ 監査委員の報告の内容 給与及び旅費の集約事務において、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) 令和5年8月稼働した総務事務センターにおいて、給与の集約事務にシステムエラー及び入力ミスにより複数多数の不備が発生した。また、旅費の集約事務においては新たな事務手続きが追加されたこともあり、旅費の支払遅延が生じた。 稼働に当たっては体制の整備、システムエラーの随時改修等は正に尽力したものの不備が多発したものの。</p>	現年度分	195,408円	過年度分	515,727円	合 計	711,135円
宮城県監査委員	佐々木 喜 藏														
宮城県監査委員	佐々木 功 悦														
宮城県監査委員	成 田 由 加里														
宮城県監査委員	吉 田 計 記														
現年度分	195,408円														
過年度分	515,727円														
合 計	711,135円														

ロ 措置の内容

〈発生原因〉

給与では、総務事務センターの稼働と合わせて運用を開始した新給与支給システムの初期エラーやデータの入力誤り等により誤支給が生じた。

旅費では、総務事務センターの稼働に伴い事務フローが変更となったが、申請者が不慣れなために、申請時の資料不足や申請内容に不備のある旅行向が多数発生した。また、給与誤支給対策のため、一時的に給与業務に注力した時期があり、その影響で旅費の処理遅延が生じた。

〈処理内容〉

給与支給システムのプログラム改修を随時行うとともに、誤支給を速やかに是正した。旅費では、内容の不備等により処理未完となっている案件を整理し、順次処理を行った。

〈再発防止策〉

給与支給事務に係るチェックリストを整備し、運用を開始した。旅費では、財務システムから配信される帳票により処理未完となっている案件を確認し、遅延防止を図っている。

〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉

給与、旅費ともに重点リスクにしているところであるが、本監査結果を踏まえ、チェックポイントの見直しを検討していく。

(3) 税務課、地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和5年度収入未済額

現年度分 1,078,160,899円

過年度分 1,591,185,799円

合 計 2,669,346,698円

・令和4年度収入未済額

現年度分 942,460,608円

過年度分 1,596,595,905円

合 計 2,539,056,513円

ロ 措置の内容

〈発生原因〉

病气や失業、事業収入の減少などにより納付が困難となった事案や、財産調査を実施しても差押え可能な財産が判明しない事案、納税余力があるにも関わらず年度内に完納に至らなかった事案等、諸々の原因により発生したものの。

〈処理内容〉

令和5年度については「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和5年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑制に努めた。

特に、県税収入未済額の大半を占め、重点税目位置付けている個人県民税については、各県税事務所及び地域事務所に市町村滞納整理連携・協働チームを組織し、市町村職員併任を活用した共同催告や共同徴収、捜索の実施など、市町村の状況に即した取組を行った。

個人県民税以外の税目については、オンライン預貯金調査の活用による効率的な財産調査を実施するほか、滞納処分を中心とする取組を徹底することで、一層の収入未済縮減を図るとともに、自動車税種別割においては納期内納付率向上のための啓発事業についても実施した。

しかしながら、財産調査を実施しても差押え可能な財産が判明しない事案や国税における修正による課税のため、結果、年度内に完納に至らなかった事案等が増え、令和5年度収入未済額は約26億7千万円と、令和4年度より約1億3千万円増加となった。

〈再発防止策〉

令和4年3月に策定した「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」の目標達成に向け、市町村と連携・協働して徴収対策を引き続き講じるとともに、生活困難者に対しては納税緩和措置の適用を検討するなど適切に対応し、更なる収入未済額の縮減に取り組む。

〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉

内部統制システムにおける所属の重点リスクやチェックポイントへの反映については行っていないが、令和4年3月に策定した「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」の目標達成に向け、市町村と連携・協働して徴収対策を引き続き講じるとともに、生活困難者に対しては納税緩和措置の適用を検討するなど適切に対応し、更なる収入未済額の縮減に取り組む。

(4) 税務課、地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

自動車税種別割の課税において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

報 告 書 公 報 刊 行

平成31年度税制改正を受け、令和元年10月から新たな税額が適用されるよう令和元年6月定例会で宮城県県税条例を改正したが、令和6年1月に、当該条例の一部の規定に不備があることが判明した。

これにより、令和元年10月以降、過大な額で課税していたことが判明したことから、納税者に対し、過大課税分を還付するとともに、不備を是正するための条例改正を行ったもの。

・課税件数及び過大に課税した額等

①ロータリー・エンジン搭載車

件数	2777件
納税者数	961人
過大に課税した額	15,083,000円

②特種用途車

件数	975件
納税者数	204人
過大に課税した額	2,654,500円

ロ 措置の内容

〈発生原因〉

平成31年度税制改正において、自動車税種別割の税率が見直され、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車については税額が引き下げられることから、令和元年6月定例会で県税条例を改正し、この中で令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自家用乗用車については従前の税額のままとなるよう条例附則に特例規定を置いたが、ロータリー・エンジン搭載車に係るみなし規定及び特種用途車に係る規定も置く必要があったとこ

ろ、これらを不要と誤認したものの。

〈処理内容〉

令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたロータリー・エンジン搭載車及び特種用途車について、令和元年10月1日以後に自動車税種別割を課税した納税者(1,165人)に対して、お詫びの文書を送付し、差額分について令和6年4月30日に還付通知書を送付した。

また、令和6年度以降の課税を適正なものとするため、県税条例の改正を行い、令和6年3月8日に総務企画委員会にて報告し、同日記者発表をした。

〈再発防止策〉

県税条例等の改正においては、改正漏れ等が生じないよう、地方税法の改正等に伴う影響

の確認も含め、複数人でのチェック体制により徹底した確認作業を行うこととした。

〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉

令和5年度内部統制システムにおける所属の重点リスクやチェックポイントへの反映については、対応済みであり、令和6年度に関しても令和5年度同様に対応している状況である。

(5) 総合政策課

イ 監査委員の報告の内容

国庫補助事業において、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられた。

〈内容〉

令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金「サテライトオフィス設置推進事業補助金」の国への実績報告の取りまとめについて、実績額を誤って報告したため、国庫補助事業の対象外となり、県費の持ち出し(地域振興課予算)が生じたもの。

・補助事業費	6,362,300円
・県費持ち出し額	3,181,150円

ロ 措置の内容

〈発生原因〉

地域振興課から総合政策課へ実績額の修正報告をした際、修正箇所について両課間で認識の齟齬があったため、修正不要の箇所である本件事業の金額を0円としたことに対し、両課において最終確認が不十分であったことによるもの。

〈処理内容〉

当該事案が判明してすぐ、国の関係部署に対して交付を依頼したが、国費の支出は困難と

のことであり、県の一般財源により上記補助金を事業者に対して支出した。

〈再発防止策〉

事業担当課から実績額の報告を求める様式に異常値を把握できる設定を加えることで計上誤りを防止するとともに、総合政策課から国へ提出する実績報告書を総合政策課及び事業担当課の双方において確実にチェックする体制を確保する。

〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉

「国庫補助金に係る請求漏れ、請求額誤り」を重点リスクに位置付け、リスク回避実践チェックシートも作成し、適切な事務処理に向けた取組を行ってきたところであるが、今回の実績報告誤りを踏まえ、上記再発防止策の項目を令和6年度リスク回避実践チェックシートに反映し、以後同様のミスが起こらないようにする。

<p>(6) 地域振興課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>国庫補助事業において、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金「サテライトオフィス設置推進事業補助金」の国への実績報告について、実績額を誤って報告したため、国庫補助事業の対象外となり、県費の持ち出しが生じたもの。</p> <p>・補助事業費 6,362,300円</p> <p>・県費持ち出し額 3,181,150円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>〈発生原因〉</p> <p>地域振興課から総合政策課へ実績額の修正報告をした際、修正箇所について両課の間で認識の齟齬があったため、修正不要の箇所である本件事業の金額を0円としたことに対し、両課において最終確認が不十分であったことによるもの。</p> <p>〈処理内容〉</p> <p>当該事案が判明してすぐ、国の関係部署に対して交付を依頼したが、国費の支出は困難とすることであり、県の一般財源により上記補助金を事業者に対して支出した。</p> <p>〈再発防止策〉</p> <p>実績報告書の提出等において、事業担当課の窓口を一本化してデータ全体を送受信することにより、データの取り違え及び計上誤りを防止する。また、国庫補助事業などの重要なメールの見落としがないよう、各班、複数の職員によるチェックの徹底を行う。</p> <p>〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉</p> <p>「国庫補助金に係る請求漏れ、請求額誤り」については、重点リスクに位置付け、適切な事務処理に向けた取組を行ってきたところであるが、今回の実績報告誤りを踏まえ、上記再発防止策の項目を令和6年度リスク回避実践チェックシートに反映し、以後同様のミスが起らないようにする。</p> <p>(7) 環境政策課、再生可能エネルギー室（次世代エネルギー室）</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>委託契約において、予定価格を定めていないものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p>	<p>(内容)</p> <p>予定価格調書を作成しなければならない委託契約について、予定価格調書を作成しなかったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・業務名 スマートエネルギー住宅普及啓発業務</p> <p>・委託金額 2,900,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>〈発生原因〉</p> <p>財務規則では、電子調達システムの利用の有無にかかわらず、予定価格が100万円超の場合は、予定価格調書を作成する必要がある。</p> <p>しかし、本件（スマートエネルギー住宅普及啓発業務）では、入札執行に当たって、所属長が、予定価格調書を作成しないままに、電子調達システムに予定価格を入力したものの。また、入札執行後も、事務手続の誤りに気づかず、事務局監査で指摘を受けて判明したものの。</p> <p>〈処理内容〉</p> <p>監査の指摘により、不適切な取扱いであることを認識したが、業務完了済みのため、特になし。</p> <p>〈再発防止策〉</p> <p>予定価格調書が省略できるケースを所属内に周知するとともに、チェックリストを活用することで、再発防止に努めている。</p> <p>〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉</p> <p>本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。現状チェックリストにより対応していくことを踏まえ、翌年度以降重点リスクを見直すことを検討していく。</p> <p>(8) 廃棄物対策課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>産業廃棄物最終処分場</p> <p>・令和5年度分収入未済額 33,378,511円</p> <p>現年度分 33,378,511円</p>
---	--

報 告 書 公 報

<p>過年度分 973,522,231円 合 計 1,006,900,742円</p> <p>・令和4年度分収入未済額</p> <p>現年度分 29,457,772円 過年度分 1,000,280,654円 合 計 1,029,738,426円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>〈発生原因〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹の内産廃処分場の廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去するため、県がこれまで行政代執行により実施した対策費用が累積している。</li> <li>・当時不適正処理に関わった者に対し、納付命令を发出しているが、少額の納付に留まっております、収入未済が継続している。</li> </ul> <p>〈処理内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人債務者への納付指導を継続し、分割納付を継続させた。</li> <li>・財産調査を実施し、各債務者の収入、資産状況の把握に努めた。</li> <li>・令和4年度に差し押さえた一部債務者の預金口座について取立てを執行し、約55,000,000円を回収した。</li> </ul> <p>〈再発防止策〉</p> <p>引き続き納付指導及び財産調査を継続するとともに、必要に応じて差し押えを実施し、債権の時効管理を確実に行っていく。</p> <p>〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉</p> <p>本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかったが、この収入未済については、事務処理上の誤りで起きたものではないため、引き続き債権管理を適切に行い、確実な債権回収に努めることとする。</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>（9） 疾病・感染症対策課、新型コロナ調整室、新型コロナワクチン接種推進室</p> <p>補助金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じらるたい。</p> <p>（内容）</p> <p>令和5年度外来協力医療機関設備整備事業費補助金について、本来受けるべき医療機関に交付せず、別の医療機関に交付し、未払いと過払いが生じたもの。</p>	<p>・金額 133,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>〈発生原因〉</p> <p>事業者が作成した県独自の振込口座情報が記載された様式を、交付申請時などに提出していただき、それに基づき債権者登録を行っているが、誤って名称が酷似していた別の医療機関から提出された様式に基づき債権者登録をしてしまったもの。</p> <p>〈処理内容〉</p> <p>過誤払いを行った医療機関に対し、訪問の上、説明及び謝罪し、返納割賦にて返納いただくとともに、本来支払う医療機関に対し電話にて説明及び謝罪し、早急に支払ったもの。</p> <p>〈再発防止策〉</p> <p>補助金交付に係る様式の見直しを行い、振込口座情報の記載欄を設けることで、必要情報を1枚に全て記載できるようにし、支出命令決議書との突合を確実にできるようにした。</p> <p>〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉</p> <p>令和5年度に過誤払いが判明したことから、令和6年度の重点リスクに「過誤払い」を設定した。補助金交付に係る様式の見直しを行うことで、以後同様の誤りが発生しないよう対応した。</p> <p>（10） 子育て社会推進課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>補助金等精算返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じらるたい。</p> <p>（内容）</p> <p>補助金等精算返還金（宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金）</p> <p>・令和5年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円 過年度分 1,001,6967円 合 計 1,001,6967円</p> <p>・令和4年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,001,6967円 過年度分 0円 合 計 1,001,6967円</p> <p>ロ 措置の内容</p>
---	---

報 告 書

〈発生原因〉  
H30宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金について、補助事業者が県に無断で補助金を取得した財産を処分したため返還命令を行ったもの。

〈処理内容〉  
令和4年12月から債務整理を受任した弁護士からの連絡を待っていたが、令和5年9月29日付けで、当該弁護士から辞任通知が届いた。  
その後、当該事業所に対し、複数回電話等で連絡を試みたものの不通であった。  
〈再発防止策〉  
令和6年度に入り、事業者と連絡が取れたので、債務整理の状況や返還の見込等について、事業者への連絡を継続しながら登記や債権状況を確認し、引き続き債権回収に向けて検討を続ける。  
〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉  
本件は突発的に発生した案件であり、他の収入未済が存在しないため、重点リスクとしての設定はしていないが、懸案事項として引き続きリスク管理を行っていく。

(11) 子ども・家庭支援課  
イ 監査委員の報告の内容  
児童扶養手当給付費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

〈内容〉  
児童扶養手当給付費返還金  
・令和5年度収入未済額  
現年度分 1113860円  
過年度分 18010220円  
合 計 19124080円  
・令和4年度収入未済額  
現年度分 3,328,530円  
過年度分 15,936,500円  
合 計 19,465,030円

ロ 措置の内容  
〈発生原因〉  
手当支給後に、資格喪失要件（結婚、転出等）に該当していることが判明し、過払いとなっ

た返還金の返納未済によるもの。

〈処理内容〉  
特別滞納整理期間中（9月・2月）における催告状の送付、電話による督促の実施。

〈再発防止策〉  
資格喪失要件に該当する者がいないかについて、手当支給前に各町村に対して確認を行い、該当する場合には、手当の支払いを一時差し止める。  
〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉  
収入未済については、令和5年度までの状況を鑑み、令和6年度の重点リスクとして設定し、縮減に向け更なる取組を行っていく。

(12) 農政総務課、農業政策室  
イ 監査委員の報告の内容  
報償費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

〈内容〉  
農政部優良建設関連業務及び優秀技術者表彰に係る物品の購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。  
・件数 1件  
・金額 82,786円

ロ 措置の内容  
〈発生原因〉  
事業担当者が処理状況（納品予定日等）のスケジュール登録を失念したため、経理担当班との間で情報が共有されなかったことから、課内で支払事務の失念に気付くことができず、支払遅延が発生したものである。

〈処理内容〉  
受注者から入金されていないとの申出があったため、関係書類を確認したところ、支払いが行われていないことが判明したので、速やかに支出処理を行った。

〈再発防止策〉  
発注の進捗状況が分かる執行状況管理表を作成し、事業担当班が発注日や納品予定日等を、経理担当班が支出命令決議日や支払日を当該管理表に入力し、課室内で相互チェックできる体制を構築して、処理状況の見える化を図った。

〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉

支払遅延については、重点リスクとしているが、今年度から執行状況管理表により進捗状況を確認することとしているため、今年度の成果と課題を踏まえ、翌年度以降にチェックポイントの見直しを検討していく。

(13) 林業振興課

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

定期刊行物の購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

・件数 1件

・金額 16,500円

ロ 措置の内容

〈発生原因〉

支出に係る処理を失念していたもの。日頃から書類の整理ができておらず、処理済書類と未処理書類が混在して保管されている状態であった。

複数の目でチェックする体制が構築されていなかったため、「支出負担行為決議書」の作成漏れに気づかず、決算時の未支出命令チェックからも漏れてしまった。

〈処理内容〉

令和4年度予算で支出すべきところを、令和5年度予算で支出したものを、

〈再発防止策〉

定期刊行物の支払等に係るチェックリストを作成し、課内で定期的に共有することとし、支払漏れがないか複数の目によるチェック体制の強化を図り、未処理書類については、担当者不在時でも確認できるよう、机上の決まった棚に置くこととした。

令和5年度末まで出納簿がなかったことから、令和6年度に出納簿を作成し、課内で定期的に共有し、事業担当者とも連携しながら支払漏れがないようチェックすることとした。

〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉

支払遅延については、過去に重点リスクにしていたが、本監査結果において指摘事項とされた。現状、①出納簿を作成し、事業担当者で経理担当者が共有及び連携を図ること、②チェックリストを作成し、課内共有及び複数の目でのチェックすること、③請求書等の関係書類の保管場所を定めることなど、対応していくことを踏まえ、翌年度以降チェックポイント

トを見直すことを検討していく。

(14) 河川課

イ 監査委員の報告の内容

事務事業の執行管理において、公印の紛失が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

公印が厳正に管理されていなかったため、紛失したものを、

・個数 4個

宮城県土木部河川課長印

宮城県水防協議会会長印

宮城県治水協会会長印

宮城県三陸水系河川整備計画審議会会長印

ロ 措置の内容

〈発生原因〉

公印の保管場所である公印取扱担当者の自席脇卓の引き出しに施設を行っていなかったことや、公印の使用状況を記録していなかったことが主な原因である。

〈処理内容〉

公印を施錠保管するとともに、公印の所在を確認するための管理簿を作成し、毎日チェックすることとした。また、公印を使用した日時や使用者氏名等を記載するための公印使用簿を作成し、使用した記録を残すこととした。

〈再発防止策〉

公印の施錠保管を徹底するとともに、毎日公印の所在を確認し管理簿にチェックするか、公印使用簿を作成し公印使用日時や使用者氏名等を記録することとした。

〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。現状では、公印の適切な管理及び厳正な使用を徹底していることを踏まえ、翌年度以降に重点リスクの見直しを検討していく。

(15) 防災砂防課

イ 監査委員の報告の内容

受託事業において、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

<p>(内容)</p> <p>令和4年度繰越工事に係る受託徴収金が令和5年度の歳入とならず、県費の持ち出しとなったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 1件</li> <li>・事業名 町道下八山線下八山橋梁工事</li> <li>・繰越額 6,744,547円</li> <li>・収入日 令和6年4月10日</li> </ul> <p>□ 措置の内容</p> <p>〈発生原因〉</p> <p>過年度歳入については、3月31日までの納付が必要であるが、出納整理期間までと誤り、収入未済となったもの。</p> <p>〈処理内容〉</p> <p>令和5年度の歳入欠損となり、当該金額を令和6年度の歳入として受け入れた。</p> <p>〈再発防止策〉</p> <p>決算事務等の適正な処理について、令和6年7月22日付け土木総務課長通知により、注意喚起及び周知徹底を行った。</p> <p>調定事務については、現年度歳入とする過年度調定の収納期限に合わせ、スケジュール管理及び確認時期を盛り込んだチェックシートにより事業及び経理の担当班が相互にチェックし、事務総括・技術総括を加えて確認を行うこととする。</p> <p>〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉</p> <p>本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。現状チェックシートにより対応していくことを踏まえ、令和7年度の重点リスクを見直すことを検討していく。</p> <p>(6) 住宅課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県営住宅使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>県営住宅使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度収入未済額</li> <li>現年度分 12,300,630円</li> <li>過年度分 207,683,481円</li> </ul>	<p>合 計 33,068,978円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度収入未済額</li> <li>現年度分 12,430,710円</li> <li>過年度分 22,487,855円</li> <li>合 計 34,918,565円</li> </ul> <p>□ 措置の内容</p> <p>〈発生原因〉</p> <p>滞納整理実施要領に基づき未納者に対し督促、電話や訪問による支払い催告等を行ったものの、納付されなかったもの。</p> <p>既に退去している滞納者に対しても現住所を調査し、書面、電話等による支払い催告や民間債権回収業者（サービサー）への債権回収委託を実施したが、納付されなかったもの。</p> <p>〈処理内容〉</p> <p>県営住宅の管理業務全般については、宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ委託しており、滞納整理業務についても公社が主体となり実施するほか、県住宅課職員が戸別訪問に同行するなど、連携を密にした取組を実施した。</p> <p>県と公社は、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について（令和5年度～令和7年度）」の取組方針を基本とし、初期滞納者への早期対応の強化や、滞納発生時における連帯保証人への協力要請等、滞納の蓄積を未然に防ぐ取組を実施した。</p> <p>県と公社は、毎月連絡調整会議を開催し、滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申告と滞納の関係把握しながら、滞納発生に対して早期に対応するよう取り組んだ。</p> <p>収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続が未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納額が増加している事例が見られる。このような事例の早期解消又は未然に防ぐためにも、公社の滞納整理部門と入居管理部門が連携を密にして入居承継や同居承認等の手続を滞納者に促した。</p> <p>全入居者に対して減免制度の周知を行い、家賃等の支払いが困難な入居者に対して適切に減免を行うことで滞納発生を未然に防いでいる。</p> <p>滞納が長期化している案件については、法的措置による厳正な対応を前提に、個々に対応方針を検討し、対策を講じている。</p> <p>再三の催告等を行っても納付の見込みがない滞納者については、県と公社による訴訟対象者選定会議を経て、明渡訴訟を提起し、県の勝訴判決後も明渡しに応じない入居者に対しては断行を実施した。</p>
---	--

〈再発防止策〉

【入居者への取組】

- ①初期滞納者（1～2か月）への取組強化
- ②法的措置による厳正な対処
- ③収入申告の徹底
- ④各種手続に係る迅速かつ丁寧な対応
- ⑤生活保護受給者の代理納付の利用拡大
- ⑥連帯保証人に対する対応の強化
- ⑦減免制度の周知
- ⑧高齢者や福祉的対応が必要な滞納者に対する指導強化

【退去者への取組】

- ①民間債権回収業者（サービサー）の活用
- ②弁護士への債権回収業務委託
- ③法的措置による厳正な対処
- ④債権の適正管理

〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉

・県営住宅の滞納家賃等収入未済の拡大リスクがあるため、下記のチェックポイントによりリスク回避に努めている。

- (1) 住宅供給公社から提出される決算書により、家賃調定額、収入済額、収入未済の状況を把握する。
- (2) 住宅供給公社から定期的に報告を受け、収入未済状況に応じて対応方針等を適切に指示する。
- (3) 収入未済縮減会議が主催する債権関係担当者研修会への参加や研修資料による学習をする。
- (4) 債権関係事務について、他県照会などによる情報収集、弁護士等への相談を行う。
- (5) 県営住宅等における家賃等の滞納整理マニュアルに基づき、適切に滞納整理事務を行う。
- (6) 住宅供給公社と情報を共有して、明渡訴訟や少額訴訟の検討を適切に行う。
- (7) 滞納整理事務において、住宅供給公社の訪問催告への同行のほか、随時適切な助言を行う。
- (8) 「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について」を住宅供給公社と共有し、収入未済

拡大防止の指針とする。

(17) 福利課

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出遅延による不納付加算税の発生が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じらるたい。

〈内容〉

- 不納付加算税の発生原因
- ・件数 2件
- ・金額 136,124円
- ・不納付加算税 6,500円

ロ 措置の内容

〈発生原因〉

弁護士報酬に係る所得税について源泉徴収をしていたが、納付期限までの納付を失念し、期限を1月過ぎてからの納付となったことによるものである。

〈処理内容〉

所得税については、未納判明後、即日払出の処理を行うとともに最短期間で納付した。不納付加算税についても、納税告知書の受領後、即日支払の処理を行うとともに最短期間で納付した。

〈再発防止策〉

弁護士報酬の支払い事務の処理過程を改めて見直し、事務処理フローを作成の上、処理項目のチェックリストを整備した。  
同様の業務を行う際は、フローやチェックリストを活用し、再発防止に努める。

〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉

「歳入歳出外現金の払出遅延」については、重点リスクに設定していたが、本監査結果において指摘事項が発生した。本件については、早急な改善が必要であるため、チェックシートを加筆修正し、「フロー図とチェックリストを活用し確認しながら処理を行っているか」という項目を追加することで、以後同様のミスが起らないように反映する。

(18) 高校教育課、高校財務・就学支援室

イ 監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、収入未済が認められたので、取納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じらるたい。

(内容)

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金

・令和5年度収入未済額

現年度分 68,659,406円

過年度分 372,729,306円

合 計 441,388,712円

・令和4年度収入未済額

現年度分 69,484,440円

過年度分 341,283,344円

合 計 410,767,784円

ロ 措置の内容

〈発生原因〉

平成17年度に貸付を開始した高等学校等育英奨学資金は、平成24年度以降、償還が本格的に開始され、年々償還対象者の増加に伴い、償還未納額も増加している。

〈処理内容〉

収入未済を縮減するため、未納者本人や保証人に対し文書や電話による納付の働き掛けを行い、さらに所在不明等の回収困難な案件の一部については、債権回収会社（サービサー）に業務委託するなど、取組強化を図っているところである。また、毎月の貸付金償還状況を取りまとめ、室内で情報共有を図るとともに、毎月出納局出納管理課に報告している。

〈再発防止策〉

返済初期対応として、新たに償還が開始した奨学生の中で、返済が滞っている者に対して、重点的に電話等による督促を継続的に行うとともに、奨学生の返還意識が希薄とならないように、卒業時に償還に対する意識付けを行うよう学校に依頼するなど、引き継ぎ収入未済縮減に努める。

〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉

本監査結果における指摘は重点リスクとしていかなかった。現状は、「高等学校等育英奨学資金収入未済縮減に向けた取組方針（令和4年4月1日策定）」により対応している。

(19) 特別支援教育課

イ 監査委員の報告の内容

国庫支出金交付額の実績報告において、過少報告に伴う果費の支出が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

間接補助事業である「特別支援教育就学奨励費補助金（特別支援学校分）」の国への実績報告について、実績額を誤って報告したため、国庫補助金の一部が受けられなくなり、県費の持ち出しが生じたもの。

・補助事業費

正補助事業費 92,184,146円

誤補助事業費 91,894,006円

・補助金額

正補助金額 46,092,000円

誤補助金額 45,947,000円

・県費持ち出し額 145,000円

ロ 措置の内容

〈発生原因〉

事業担当者が、学校から受けた請求書と国庫実績報告書の額の差を失念したため、実績報告額が過少となった。

当該奨励費は、先の請求書により既に保護者宛て給付済みであり、その額に誤りはなかったため、不足分を県費で充当したもの。（令和4年度分）

〈処理内容〉

誤報告の発覚後、直ちに文部科学省所管課宛て実績報告の差し替えを協議したが、当局から国庫補助金の確定額の変更は認められないとの回答を受けた。

その後、財政課に対し経緯を説明し、補填分を令和5年度予算で節減することを条件に県費による充当について承諾を受けたもの。

〈再発防止策〉

今回誤りがあった学校は開校間もない私立学校であり、当該事務処理の経験が浅く、確認すべき点について当課からの周知に不足があったと考えしており、改めて当該学校と発生要因の確認及び共有を行った。

また、当課においては、国庫補助金充当事業について、担当者と課内職員の複数人により関連する事務手続の進捗状況をこまめに関係者で情報共有しながら事務を進め、各該所属からの実績報告と実支出額が一致しているか確実に突合確認した後、国に対する実績報告を行うことを徹底させることにより、再発防止を図っていく。

〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉

<p>国庫補助金に係る請求額誤りを令和4年度から継続して重点リスクとしていたが、本監査結果において「指摘」であった。</p> <p>本事案については、その後同様の不備は発生していないが、課内においては、リスク回避のチェックポイントの共有を定期的に図り、以後同様の不備が発生しないよう体制を強化していく。</p> <p>(20) 施設整備課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>国庫補助金（学校施設環境改善交付金）の受入れについて、調定遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和4年度中に国の交付決定を受けた繰越事業について、調定を行っていなかったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 61,239,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>〈発生日〉</p> <p>令和4年の交付決定時に調定すべきところ失念していたほか、当該事業担当者も調定決議について確認をしていなかった。</p> <p>〈処理内容〉</p> <p>調定決議がされていないことが判明した時点で、会計課に相談し、令和5年度として決議するよう指導があり、令和5年度分として決議し、補助金を受け入れた。</p> <p>〈再発防止策〉</p> <p>事業担当者と経理担当者との連絡を密にすることは当然であるが、国庫補助等とりまとめ担当者から、交付申請等の一覧の提供を受け、交付決定の都度、調定決議を行うとともに、班内でもその情報を共有し、漏れがないか確認することとしている。</p> <p>また、国庫補助等に関わる事業は3年間にわたることがあるため、歳入に関わる繰越報告等の際には、過年度の交付決定等についても進捗管理表により複数人で確認し、漏れがないようにしている。</p> <p>〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉</p> <p>本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。現状情報共有を図り、複数の目で確認することにより対応していくことを踏まえ、翌年度以降重点リスクを見直し、以後同様のミスが起らないよう取り組む。</p>	<p>(21) 施設整備課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>普通財産の貸付料において、調定遅漏が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和5年4月1日付けで調定すべき電柱敷地貸付料について、調定を行っていなかったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 10,500円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>〈発生日〉</p> <p>令和4年1月31日に障害福祉課から管理換を受けた用地について、令和4年3月24日付けで、東北電力ネットワーク仙台南電力センターと令和4年4月1日から令和8年3月31日までの電力柱敷地賃貸借契約を締結していたが、令和5年度分の調定決議を失念していたもの。</p> <p>〈処理内容〉</p> <p>東北電力ネットワーク仙台南電力センターに対し、上記経緯を説明した上で、未納となっている賃貸借料を令和6年度の歳入として、受け入れた。</p> <p>〈再発防止策〉</p> <p>当課として使用許可等をしている土地等の一覧を作成し、調定決議を行うとともに、班内でもその情報を共有し、漏れがないか確認している。</p> <p>〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉</p> <p>本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。現状情報共有を図り、複数の目で確認することにより対応していくことを踏まえ、翌年度以降重点リスクを見直し、以後同様のミスが起らないよう取り組む。</p> <p>(22) 保健体育安全課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>補助金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>給食費食材価格高騰対策費補助金について、交付決定額を超える額で補助金額を確定し、交付していたもの。</p> <p>・件数 3件</p>
--	---

報 告 書 公 城 司

<p>・ 交付決定額 2,871,675円</p> <p>・ 額の確定額 3,006,690円</p> <p>・ 補助金交付額 3,006,690円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>〈発生原因〉</p> <p>給食食材価格高騰対策補助金交付要綱において、軽微な変更は変更交付決定申請を必要としないとしているが、軽微な変更の条件を明確にしていなかったため、少額の補助金増額は軽微な変更で該当し、増額変更交付決定を不要と誤認し、増額の変更交付決定を行わなかったもの。</p> <p>〈処理内容〉</p> <p>—</p> <p>〈再発防止策〉</p> <p>「補助金事務手続きの適正実施について」（令和4年3月1日付け行政経営推進課長通知）を改めて課内で共有し、補助金交付事務の理解を促すとともに、同通知の「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」の継続使用及び課内チェックリスト見直しにより、チェック機能を高め再発防止を図る。</p> <p>あわせて、課所管の補助金交付要綱を点検し、変更交付申請に係る条文見直しなど、令和7年度施行に向け要綱改正を検討する。</p> <p>〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉</p> <p>本監査結果における指摘は、重点リスクとしていなかった。</p> <p>今年度は、再発防止策により対応していくことを踏まえ、翌年度以降重点リスクを見直すことを検討していく。</p> <p>㉓ 文化財課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>給料及び諸手当において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>（内容）</p> <p>会計年度任用職員の8月分及び9月分給料及び諸手当について、支給定日を過ぎて支給したものの。</p> <p>・ 件数 20件</p> <p>・ 金額 712,842円</p>	<p>・ 支給定日 令和5年8月21日及び9月21日</p> <p>・ 支給日 令和5年10月4日及び10月6日</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>〈発生原因〉</p> <p>担当者の制度理解が不足していたことや、担当班内相互のチェック体制が十分に機能していなかったことにより発生したものである。特に、総務事務管理課に移管された事務については、担当班内で制度の共有が不十分であったことも一因である。</p> <p>〈処理内容〉</p> <p>支払遅延が発生した事実を把握した時点で、該当職員へ謝罪及び経緯説明を行い、速やかに支給処理を行った。</p> <p>〈再発防止策〉</p> <p>提出書類を一覧表にまとめ、提出漏れを防ぐ。また、関係課への定期報告についてはスケジュール登録を行い、班内で情報共有を図り、処理漏れがないような体制を作る。</p> <p>〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉</p> <p>支払遅延については重点リスクとし、複数チェックの徹底や支払スケジュールの見える化により未然防止に努めている。また、現在活用しているチェックリストの実効性を高めるため、チェックポイントの見直しを行うとともに、課内会議において支払いルールの確認と周知徹底を図った。</p> <p>㉔ 警察本部</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>諸手当において、支給額誤りが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>（内容）</p> <p>扶養手当等について、扶養手当の支給要件喪失後の支給により、過年度に遡及して返納が生じたもの。また、過支給額の一部が時効により徴収できなかったもの。</p> <p>・ 件数 1件</p> <p>・ 正支給額 61,599,955円（時効分を除く）</p> <p>・ 誤支給額 7,800,018円（時効分を除く）</p> <p>・ 過支給額 1,640,063円（時効分を除く）</p> <p>・ 誤支給期間 平成29年11月～令和5年9月</p> <p>（うち時効により徴収できなかった期間 平成29年11月～平成30年9月）</p>
--	--

ロ 措置の内容

〈発生原因〉

職員の制度理解が十分でなく、扶養親族が別居していても生活費を仕送りしていれば扶養手当の受給資格を有するものと安易に認識をしていたほか、職員自身の体面を保つため、別居の事実を所属に言い出せなかったもの。また、毎年実施している現況確認時における事実確認が十分でなかったもの。

〈処理内容〉

判明後速やかに、過年度に遡及して上記の過支給額を職員に返納させた。

〈再発防止策〉

これまで紙で管理していた諸手当の認定状況について、令和6年2月から宮城県警察勤務管理システムによるシステム管理を導入し、上司が部下職員に係る諸手当の認定状況をシステム上で常時確認できるようにした。

当該システムを利用して、毎年実施している現況確認時に加え、上司と所属の認定事務担当者、諸手当の認定状況と身上状況とを関連付けて適時確認することにより、同種事象の未然防止及び早期発見に努めることとする。

〈内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況〉

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。宮城県警察勤務管理システムを用いた認定状況管理により対応していくとともに、翌年度以降重点リスクを見直すことを検討していく。